

いばらき

第263号

# 雇用ニュース

2004年3月



—おんぶ— (龍ヶ崎市) いばらき自然環境フォトコンテスト入選 撮影者 澤崎 房子さん

**「人材の募集・確保は  
ハローワークが応援します!!」**

## — おもな内容 —

- 県内の雇用情勢 ..... 2
- 改正労働者派遣法の概要 ..... 3～6
- 平成16年度労働保険年度更新説明会のお知らせ ..... 7
- 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

**茨城労働局職業安定部**

ホームページアドレス <http://www.ibaragiroudoukyoku.go.jp>

# 新規求人数が8か月連続（前年同月比）増加

新規求職者数は2か月ぶりの減少

## 1 概 況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は、前年同月に比較して8か月連続の増加となりました。製造業及び運輸・通信業で増加幅が大きく、製造業においては19か月連続の増加となりました。

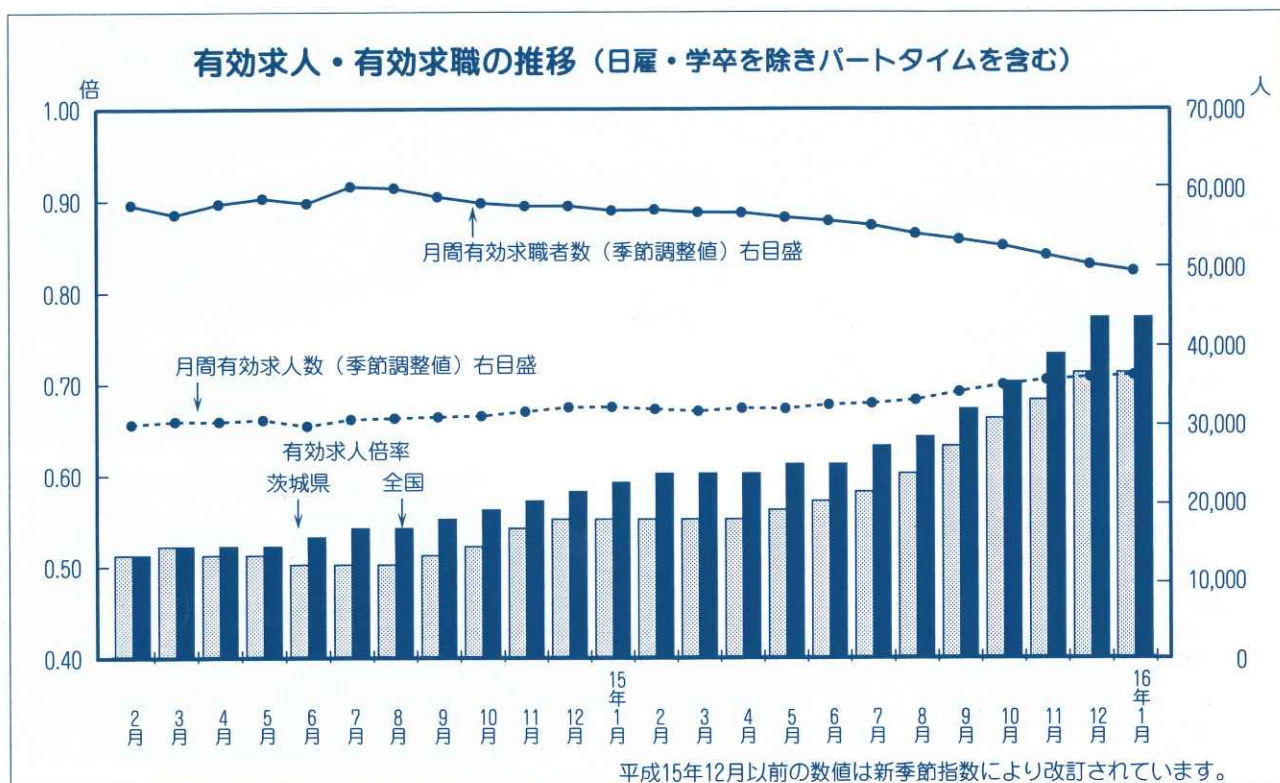
新規求職者数は、在職者、無業者及び自己都合離職者の増加（同年同月比）がみられたものの、事業主都合離職者の大幅な減少（同）から、前年同月比2か月ぶりの減少となりました。

有効求人数は35,489人となり前年同月比で15か月連続して増加（12.4%増）し、有効求職者数は45,766人で12.4%減少し10か月連続の減少となりました。

求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は0.71倍（季節調整値）と、前月（新季節指数により0.71倍に改定されている。）と同水準となりました。

そうした中で、就職件数は3,184件となり前年同月比では6.1%増加し、2か月連続の増加となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月との比較では14,725となり31.8%減少しました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は15,630人となり、前年同月比で17.3%増加し、8か月連続の増加となりました。

産業別にみると、建設業（前年同月比2.5%増）、製造業（同35.5%増）、運輸・通信業（同22.8%増）、卸・小売業（同10.9%増）、サービス業（同16.8%増）及びその他の産業（同6.3%増）の主な産業で増加しております。

規模別にみると、300～499人（前年同月比3.4%減）では減少しましたが、29人以下（同17.5%増）、30～99人（同16.2%増）、100～299人（同17.2%増）、500人以上（同73.6%増）の規模区分で増加しております。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,729人となり前年同月に比較し17.0%減少し18か月連続の減少となりました。新規求職者数に占める割合は26.1%となり、前年同月（30.7%）に比べ4.6ポイント下回っております。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は13.3%を占めるとともに、前年同月比26.3%減少しております。

雇用保険受給者実人員は14,725人となり前年同月比31.8%減少し、15か月連続して減少しました。

## 3 新規求職の動き

新規求職者数は14,298人となり前年同月比では2.3%減少しました。

雇用形態別の割合は、一般84.8%、パートタイム15.2%となっており、性別の割合は男性51.2%、女性48.8%となっております。

また、45歳以上の中高年齢者の占める割合は32.4%で前年同月（36.6%）を4.2ポイント下回っております。

# 改正労働者派遣法の概要

## ～平成16年3月1日から労働者派遣法が変わりました～

厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、労働者派遣法・関係政省令等が改正され、平成16年3月1日から施行されることとなりました。

改正労働者派遣法・関係政省令等の主な概要は以下のとおりですので、改正内容の十分なお理解と遵守をお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、**茨城労働局職業安定部需給調整事業室**にお問い合わせください。

電話 029-224-6239

## 1 派遣受入れ期間の延長

### (1) 派遣受入れ期間の延長

派遣先は、従来、派遣受入れ期間が1年に制限されてきた業務について、労働者の過半数代表の意見聴取をした上で最長3年まで派遣を受けることが可能になる等、派遣受入れ期間が延長されます。

※) 業種別の派遣受入れ期間の制限

業務の種類		現行	改正後
①	②～⑧以外の業務	1年	最長3年まで (※1)
②	ソフトウェア開発等の政令で定める業務(いわゆる「26業務」)	同一の派遣労働者について3年	制限なし
③	いわゆる3年以内の「有期プロジェクト」業務	プロジェクト期限内は制限なし	同左
④	日数限度業務(※2)	1年	制限なし
⑤	産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務	2年	制限なし
⑥	介護休業等を取得する労働者の業務	1年	制限なし
⑦	製造業務(※3)	—	平成19年2月末までは1年(※4)
⑧	中高年齢者(45歳以上)の派遣労働者のみを従事させる業務	3年(平成17年3月末までの特例)	同左

※1) 1年を超える派遣を受けようとする場合は(2)の意見聴取が必要です。

※2) その業務が1か月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数の半分以上かつ10日以下の業務

※3) 製造業務で、かつ、②～⑥の業務に該当する場合は、②～⑥が適用されます。

※4) 平成19年3月以降は、①と同様に最長3年まで可能になります。

### (2) 労働者の過半数代表の意見聴取

(1)①の業務について1年を超える派遣を受けようとする派遣先は、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し、派遣を受けようとする業務、期間及び開始予定時期を通知し、十分な考慮期間を設けた上で意見を聴き、その聴取した意見の内容等を書面に記載して3年間保存しなければなりません。

また、労働組合等から、労働者派遣を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、派遣先の考え方を説明する、意見を勧告して再検討を加える等により、労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければなりません。

### (3) 派遣受入期間の制限への抵触日の通知・明示

派遣元事業主・派遣先は、(1)①・⑦・⑧の業務については、派遣受入期間の制限に関して、以下の通知・明示を行わなければなりません。

#### ① 労働者派遣契約締結時

派遣先は、派遣元事業主に対して、当該派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を通知。(※派遣契約締結後に、派遣先において(2)の意見聴取を行う等により派遣受入期間の制限への抵触日に変更された場合は、その都度、派遣元事業主に通知することが必要。)

#### ② 派遣の開始前

派遣元事業主は、派遣労働者に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示。(※①の※によって変更された抵触日が通知された場合は、その都度、派遣労働者に通知することが必要。)

#### ③ 派遣受入期間の制限への抵触日の1か月前～前日

派遣元事業主は、派遣労働者・派遣先に対して派遣の停止を事前通知。

## 2 派遣労働者への直接雇用の申込み義務

### (1) 派遣受入期間の制限がある業務（1.(1)①・⑦・⑧の業務）の場合

派遣受入期間の制限への抵触日以降も、派遣労働者を使用しようとする場合は、派遣先は、抵触日の前日までに、派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければなりません。

### (2) 派遣受入期間の制限がない業務（1.(1)②～⑥の業務）の場合

① 同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、②その業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければなりません。

### (3) 雇用契約の申込み義務に違反する派遣先に対する勧告・公表

(1)・(2)の雇用契約の申込み義務に違反する派遣先に対しては、指導・助言の上、勧告・企業名公表をすることがあります。

## 3 派遣対象義務の拡大

### (1) 製造業務

製造業務について、派遣が可能になりました。

- ・ ただし、平成19年2月28日までは、派遣受入期間は1年となります。
- ・ また、当分の間、派遣元事業主は、製造業務に労働者派遣を行う事業所について、許可申請書又は届出書にその旨記載する必要があります。

### (2) 医療関連業務

病院等における医業等の医療関連業務について、紹介予定派遣の場合は、派遣が可能になりました。

※ なお、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務（紹介予定派遣以外の派遣の場合）については、従来どおり労働者派遣事業を行うことができません。

## 4 許可・届出手続等の簡素化等

### (1) 許可・届出手続の簡素化

一般労働者派遣事業の許可・特定労働者派遣事業の届出について、事業所単位（支店単位）から事業主単位（会社単位）に改められました。

※ なお、許可・届出等に係る書類の提出についても、原則として事業主の主たる事務所を管轄する都道府県労働局に対して行うこととなりますが、事業所のみに係る書類の提出（例：派遣元責任者の変更の届出に係る書類の提出）は、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対して行うことも可能です。

## (2) 事業所間の通知の簡素化

派遣元事業主から派遣先への通知・派遣先から派遣元事業主への通知で、従来、書面によることとされてきたものについて、ファックス又は電子メールによる通知が可能となりました。

## 5 労働者派遣事業の許可の欠格事由の追加

労働者派遣事業の許可の欠格事由として、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪（不法就労助長罪）が追加されました。

## 6 紹介予定派遣の見直し

### (1) 紹介予定派遣とは

紹介の予定派遣とは、労働者派遣のうち、労働者派遣事業と職業紹介事業の双方の許可を受け又は届出をした者が、派遣労働者・派遣先との雇用関係の成立のあつせん（職業紹介）を行い、又は行うことを予定してするものです。

### (2) 求人条件の明示、採用内容等

従来行うことができなかった①派遣就業開始前又は派遣就業期間中の求人条件の明示、②派遣就業期間中の求人・求職の意思の確認及び採用内定を行うことが可能となりました。

### (3) 面接、履歴書の送付等

紹介予定派遣の場合は、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等の派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為が可能になりました。

なお、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等を行う場合には、派遣労働者の年齢や性別を理由とした差別を行ってはならず、直接採用する場合のルール（雇用対策法や男女雇用機会均等法に基づくルール）と同様のルールの下に行うことが必要です。

### (4) 紹介予定派遣の派遣受入期間

紹介予定派遣の場合は、同一の派遣労働者について6か月を超えて派遣を行ってはなりません。

### (5) 派遣先が派遣労働者を雇用しない場合等の理由の明示

派遣先が紹介予定派遣を受けた場合において、職業紹介を希望しなかった場合又は派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を明示しなければなりません。

また、派遣元事業主は、派遣労働者の求めに応じて、派遣先に対し理由の明示を求めた上で、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面で明示しなければなりません。

## 7 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

- ① 派遣元事業主は、派遣労働者の希望を勘案し、雇用契約期間について、労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等、②派遣先は、労働者派遣契約における派遣期間について、実際に派遣を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければなりません。

## 8 派遣労働者の安全衛生の確保等

### (1) 派遣先・派遣先責任者の業務の追加

派遣先・派遣先責任者の業務に、派遣労働者の安全衛生に係る以下の業務が追加されます。

- ① 派遣元責任者 …… 派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整
- ② 派遣先責任者 …… 派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整

## (2) 製造業務専門の派遣元・派遣先責任者の選任

- ① 製造業務に派遣する派遣元事業主は、原則として、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者としなければなりません。
- ② 製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、原則として、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者としなければなりません。

## (3) 安全衛生に係る措置に関する派遣先の協力等

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。

## (4) 労働者死傷病報告の様式の改正（労働安全衛生規則の一部改正）

派遣労働者が労働災害により死亡又は負傷等したとき、派遣先及び派遣元の双方の事業者は、派遣先の事業場の名称等を記入の上所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

なお、派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません。

# 9 派遣元責任者に係る手続等の簡素化

## (1) 派遣元責任者の変更手続の簡素化

派遣元責任者の変更の届出について、変更の日から30日以内に届け出れば足りることとなりました。（従来は10日以内）。

## (2) 派遣元責任者講習の見直し

派遣元責任者講習の有効期間が5年に延長されました（従来は3年）。また、再講習について講習時間数が4時間に短縮されました（従来は6時間）。

# 10 派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置等

## (1) 労働・社会保険の適用促進

- ① 派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、その具体的な理由（例：所定労働時間が1週〇時間であるため等）について、派遣先及び派遣労働者に通知しなければなりません。
- ② 派遣先は、派遣元事業主から適正でない理由の通知を受けた場合には、派遣労働者を労働・社会保険に加入させてから派遣するよう求めなければなりません。

## (2) 派遣労働者の福利厚生等に係る均衡配慮

派遣元事業主は、業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、派遣先に雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

## (3) 派遣労働者の教育訓練・能力開発に対する協力

派遣先は、派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力しなければなりません。

## (4) 雇用調整により解雇した労働者のポストへの派遣の受入れ

派遣先は、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに、解雇後3か月以内に派遣を受け入れる場合、必要最小限度の派遣の期間を定めるとともに、受入れ理由を説明する等適切な措置を講じ、派遣先の労働者の理解が得られるよう努めなければなりません。

# 平成16年度 労働保険年度更新説明会のお知らせ

労働保険の15年度確定保険料と平成16年度概算保険料の申告・納付の時期が近づいてまいりました。保険料申告書等関係書類は4月初旬に送付になりますので、5月20日までに申告・納付手続を済ませられるようお願いいたします。

なお、各労働基準監督署では、誤りのない申告をしていただくため、例年、説明会を開催しておりますが、本年も下記の日程により開催します。

今回は、昨年複雑だった雇用保険の算定部分がなくなり簡素化され、その他に一部の用紙の変更等があります。また、インターネット等による電子申請・納付の手続が可能となりました。

これらのことは申告書と同封するしおりに説明しておりますが、手続が年1回のため、特に内容に疑問のある方や初めて担当する方なども遠慮なく最寄りの会場に出席されますようご案内いたします。

## 平成16年度 労働保険年度更新説明会日程表

署別	日 時 (対 象)	会 場	所 在 地
水戸	4月14日(水) 10:00~12:00 (建設業・林業)	大宮町文化センター(ロゼホール) 小ホール	那珂郡大宮町 3135-6
	14日(水) 13:30~15:30 (継続事業)	〃 ( 〃 ) 〃	〃
	15日(木) 14:00~16:00 (継続事業)	ひたちなか市文化会館 小ホール	ひたちなか市青葉町 1-1
	16日(金) 10:00~12:00 (建設業・林業)	茨城県立県民文化センター 小ホール(駐車場有料)	水戸市千波町 697
	16日(金) 14:00~16:00 (継続事業)	〃 大ホール(駐車場有料)	〃
日立	4月15日(木) 13:00~ (全事業)	ウエディングパレス白浜	北茨城市関南町神岡下 219-29
	16日(金) 10:30~12:00 (建設業・林業)	日立シビックセンター 音楽ホール(駐車場有料)	日立市幸町 1-21-1
	16日(金) 13:30~15:00 (継続事業)	〃 (駐車場有料)	〃
土浦	4月15日(木) 9:30~11:30 (継続・石岡地区)	石岡地区営農研修センター グリーンパレス石岡	石岡市茨城 3-16-20
	15日(木) 13:30~15:30 (継続・石岡市以外)	〃	〃
	16日(金) 13:30~15:30 (継続・つくば地区)	文部科学省研究交流センター	つくば市竹園 2-20-3
	20日(火) 9:30~11:30 (建設業・林業、管内全域)	土浦市民会館 小ホール	土浦市東真鍋町 2-6
	20日(火) 13:30~15:30 (継続事業・土浦地区)	〃 〃	〃
下館	4月15日(木) 10:00~12:00 (建設業)	県西生涯学習センター	下館市野殿 1371
	15日(木) 13:30~15:30 (継続事業)	〃	〃
	16日(金) 13:30~15:30 (継続事業)	岩瀬町商工会館	岩瀬町東桜川 1-21-1
	20日(火) 13:30~15:30 (継続事業)	下妻市中央公民館	下妻市下妻乙 706
古河	4月16日(金) 10:00~11:30 (建設業)	総和町生涯学習センター とねミドリ館	猿島郡総和町前林 1953-1
	16日(金) 13:30~15:00 (継続事業)	〃 〃	〃
水海道	4月13日(火) 14:00~16:00 (継続事業)	水海道市立生涯学習センター 多目的ホール	水海道市天満町 4684
	15日(木) 14:00~16:00 (継続事業)	ベルフォーレ岩井市立図書館 視聴覚室	岩井市岩井 5082
	20日(火) 14:00~16:00 (建設業・林業)	水海道市立生涯学習センター 多目的ホール	水海道市天満町 4684
竜ヶ崎	4月14日(水) 14:00~16:00 (継続事業)	江戸崎町役場 2階会議室	稲敷郡江戸崎町江戸崎 3277
	16日(金) 10:00~12:00 (継続事業)	竜ヶ崎市文化会館 小ホール	竜ヶ崎市馴馬町 2612
	16日(金) 14:00~16:00 (建設業・林業)	〃 〃	〃
鹿島	4月14日(水) 13:30~15:30 (継続事業)	神栖町中央公民館 小ホール	鹿島郡神栖町溝口 4991-4
	16日(金) 10:00~12:00 (建設業・林業)	鹿島勤労文化会館 研修室 2 A B	鹿嶋市宮中 325-1
	16日(金) 13:30~15:30 (継続事業)	〃 〃	〃

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数		月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 中高年	求人全数	求職全数		
12年度月平均	12,762	4,705	7,976	11,424	3,288	33,366	48,825	3,218	19,650
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	3,724	31,151	53,472	3,266	21,413
14年度月平均	12,023	3,813	8,125	13,715	4,275	30,395	57,992	3,495	23,287
14年4月	11,861	3,588	8,165	20,031	7,321	29,328	61,610	3,622	21,749
5月	11,857	3,480	8,270	15,396	4,735	28,704	63,204	3,732	23,411
6月	10,740	3,419	7,254	13,285	4,351	27,652	61,241	3,511	23,400
7月	12,759	4,135	8,548	15,272	5,341	29,483	62,403	3,748	26,179
8月	12,116	3,808	8,211	11,858	3,298	29,460	59,546	3,171	26,373
9月	12,098	3,977	8,034	12,839	3,514	31,402	58,737	3,669	25,190
10月	13,493	4,540	8,884	14,479	4,478	32,446	59,681	3,837	25,040
11月	11,826	3,827	7,915	11,200	3,479	31,626	56,232	3,516	22,612
12月	10,209	3,317	6,842	8,543	2,654	30,148	51,623	2,889	22,480
15年1月	13,321	4,190	9,019	14,630	4,665	31,576	52,261	3,002	21,602
2月	12,133	3,893	8,156	13,068	3,623	31,447	53,133	3,302	21,106
3月	11,866	3,580	8,200	13,973	3,841	31,463	56,229	3,937	20,303
4月	12,982	4,009	8,839	18,541	6,118	31,100	60,394	3,854	19,919
5月	11,559	3,727	7,737	14,996	4,086	29,929	60,616	3,886	19,863
6月	12,422	3,713	8,602	13,183	3,632	30,333	58,895	3,715	19,749
7月	13,351	4,216	8,983	13,498	3,983	31,582	57,491	3,913	19,816
8月	12,217	3,899	8,186	11,324	3,021	31,577	53,472	3,296	18,775
9月	14,425	4,936	9,362	13,736	3,503	34,902	53,334	4,034	18,415
10月	15,500	5,237	10,132	14,660	4,119	36,808	54,096	4,207	17,790
11月	12,535	4,144	8,333	10,205	2,796	35,868	50,013	3,438	16,255
12月	11,683	3,913	7,691	9,148	2,582	33,956	44,825	3,207	15,661
16年1月	15,630	5,146	10,381	14,298	3,927	35,489	45,766	3,184	14,725
2月									
3月									
4月									

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
12年度月平均	1.11	1.08	0.68	0.62	17.4	20.0	▲4.2	▲0.7	6.0	6.0	▲4.9	▲3.6	320	4.7
13年度月平均	0.93	0.96	0.58	0.56	▲6.3	▲3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348	5.2
14年度月平均	0.88	0.96	0.53	0.56	0.5	5.6	6.1	5.3	7.0	7.6	8.8	▲5.2	360	5.4
14年4月	0.81	0.90	0.51	0.52	▲4.7	▲1.7	27.1	16.8	6.7	7.5	23.7	8.5	375	5.3
5月	0.88	0.92	0.51	0.52	▲5.1	0.0	18.1	14.0	9.4	5.1	17.7	5.6	375	5.4
6月	0.80	0.97	0.50	0.53	▲12.5	▲3.0	11.0	6.1	5.6	3.4	19.4	3.8	368	5.4
7月	0.78	0.90	0.50	0.54	1.9	4.6	29.6	18.8	9.5	15.1	24.6	3.4	352	5.4
8月	0.91	0.95	0.50	0.54	▲1.2	1.0	▲0.3	1.6	1.7	6.2	19.7	▲0.7	361	5.5
9月	0.86	0.97	0.51	0.55	▲2.1	5.9	1.5	9.6	11.4	9.8	15.5	▲0.9	365	5.4
10月	0.90	0.97	0.52	0.56	2.9	10.7	▲1.7	2.6	3.5	8.7	8.3	▲5.3	362	5.4
11月	0.95	0.97	0.54	0.57	8.0	7.0	▲7.9	▲1.1	6.5	6.1	▲0.7	▲12.2	338	5.3
12月	0.94	1.01	0.55	0.58	9.8	12.6	▲4.2	▲1.7	4.6	11.5	▲1.1	▲13.0	331	5.4
15年1月	0.91	1.01	0.55	0.59	4.4	12.3	▲2.2	▲3.0	9.9	7.3	▲5.8	▲16.4	357	5.5
2月	0.90	1.00	0.55	0.60	3.1	10.1	0.0	▲0.5	2.9	5.7	▲5.2	▲18.1	349	5.3
3月	0.94	1.00	0.55	0.60	4.9	8.5	▲1.7	▲0.6	12.2	5.5	▲4.4	▲16.4	384	5.4
4月	0.94	1.02	0.55	0.60	9.5	8.0	▲7.4	▲5.4	6.4	0.6	▲8.4	▲18.5	385	5.4
5月	0.90	1.01	0.56	0.61	▲2.5	8.2	▲2.6	▲1.4	4.1	1.6	▲15.2	▲19.3	375	5.4
6月	0.93	1.03	0.57	0.61	15.7	12.6	▲0.8	7.0	5.8	8.7	▲15.6	▲17.2	361	5.3
7月	0.93	1.04	0.58	0.63	4.6	9.8	▲11.6	▲4.6	4.4	3.0	▲24.3	▲18.3	342	5.3
8月	0.95	1.09	0.60	0.64	0.8	9.0	▲4.5	▲5.2	3.9	1.9	▲28.8	▲20.0	333	5.1
9月	0.97	1.12	0.63	0.67	19.2	17.8	7.0	2.8	9.9	10.9	▲26.9	▲18.4	346	5.1
10月	1.01	1.18	0.66	0.70	14.9	15.9	1.3	▲5.5	9.6	5.6	▲29.0	▲20.8	343	5.2
11月	1.10	1.22	0.68	0.73	6.0	12.1	▲8.9	▲11.0	▲2.2	▲0.3	▲28.1	▲22.3	330	5.1
12月	1.01	1.22	0.71	0.77	14.4	20.7	7.1	▲0.2	11.0	8.4	▲30.3	▲20.9	300	4.9
16年1月	1.10	1.23	0.71	0.77	17.3	16.2	▲2.3	▲4.6	6.1	5.6	▲31.8	▲22.2	323	5.0
2月														
3月														
4月														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2. ▲印は減少を示す。  
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 4. 平成15年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。